

# 令和5年度税制改正大綱(資産税)

## 1. 相続税・贈与税のあり方

高齢世代 → 若年世代

財産の移転

相続税(贈与税)

→財産の有効利用

→消費促進

経済を活性化

→適切な課税

→所得の再分配を通じ

世代間格差を是正

資産の早期の

世代間移転



所得の再分配

機能の確保

◇贈与税…相続税より高い税率構造

→しかし、贈与を複数年に渡り分散して行うことにより贈与税率を抑えることが可能

財産が少ない

(相続税負担 < 贈与税負担)

税負担が重い

→財産の移転が進まず、

経済が活性化しない

資産の早期の

世代間移転

財産が多い

(相続税負担 > 贈与税負担)

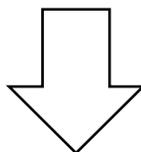
税負担が軽い

→所得の再分配が進まず、

世代間格差が縮まらない

所得の再分配

機能の確保



資産移転時期の選択に中立的な税制の構築をしていく必要あり

## i. 相続時精算課税制度の使い勝手の向上

※暦年課税との選択制は維持

### a. 相続時精算課税制度にも基礎控除の考え方を取り入れ

相続時精算課税制度を適用した後の各年において、贈与金額 - 110万円が贈与額として加算される(→暦年課税と同様、毎年110万円までの贈与なら申告不要)

→令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税・贈与税より適用

### b. 暦年課税における相続前贈与の加算対象期間延長

従来：相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算

改正：相続開始前7年以内に受けた贈与は相続財産に加算

(但し、相続開始前3年超～7年以内の部分については、

3年超～7年以内に受けた贈与の総額から100万円控除した金額が加算対象)

	暦年課税	相続時精算課税
毎年の贈与税の対象となる贈与財産の範囲	贈与額 - 110万円	贈与額全額 →贈与額 - 110万円
贈与者死亡時における相続財産加算対象	相続開始前3年 →相続開始前7年に延長 (但し一部控除あり)	相続時精算課税制度適用 以降ずっと

→令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税・贈与税より適用

(→令和5年12月31日までの贈与については、現行通り3年縛り)

### c. 相続時精算課税の下で受贈した不動産が災害に見舞われた場合

従来：贈与時点の時価にて評価

改正：災害により一定以上の損害を受けた場合、例外的に再評価が認められる

→不測の事態による損害について一定の手当がなされるように

→令和6年1月1日以後に生じた災害により損害を受けた場合より適用

## ii. 経済対策として講じられている贈与税の非課税措置の見直し

節税のための利用とならないように見直し

### ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

贈与者が死亡した場合における相続税の取扱い

従来：受贈者の年齢が23歳未満など一定の要件を充足

→未消化部分の金額を相続財産に加算しなくてよい

改正：贈与者の相続財産総額が5億円以上の場合

→上記要件を満たしていても未消化部分の全額を相続財産に加算

受贈者の年齢が40歳になるなど贈与税が課税されることになった場合

従来：課税時点における受贈者の年齢により、特例税率を用いて計算可能

改正：年齢関係なく一律に一般税率を用いて計算

→上記改正した上で3年延長

→令和5年4月1日以後の贈与より適用

### ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の取扱い

受贈者の年齢が50歳になるなど贈与税が課税されることになった場合

従来：課税時点における受贈者の年齢により、特例税率を用いて計算可能

改正：年齢関係なく一律に一般税率を用いて計算

→上記改正した上で2年延長

→令和5年4月1日以後の贈与より適用

## 2. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度延長

### i. 適用期限を延長

提出期限：令和05年9月30日 → 令和08年12月31日まで

### ii. 移行期間の延長

移行期間：認定日から3年以内 → 認定日から5年以内

→適用開始時期不明(法律改正時に明確になると思われる)

### 3. その他

#### i. マンションの相続税評価について

不動産評価につき納税者の予見可能性を確保する必要性

cf. 令和4年4月の最高裁判決

→相続税におけるマンションの評価方法について適正化を検討する

#### ii. 空き家特例の要件見直し

被相続人が居住していた家屋についての要件見直し

当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日に属する年の翌年2月15日までに

以下の要件を満たす場合は空き家特例の適用可能

イ 耐震基準に適合する

ロ その全部の取り壊し若しくは除却がされ、またはその全部が滅失した場合

→更地にする場合、売主が取壊した後に譲渡するだけでなく、

売主が土地建物を譲渡した後に買主が取壊しても特例の適用が可能に

特別控除額の見直し

対象土地建物を取得した相続人の人数が3人以上の場合、特別控除額が2000万円に減額

→上記改正した上で4年延長

→令和6年1月1日以降に行う譲渡より適用